７資審第９号
令和７年６月６日

農林水産大臣　小泉　進次郎　殿

農業資材審議会長　小川　久美子

農薬の変更の登録について（答申）

令和７年２月 13 日付け６消安第 6396 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

別添のとおり、フロルピラウキシフェンベンジルを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第４条第１項各号に該当すると認められないことから、変更の登録をして差し支えない。

以上

別添

フロルピラウキシフェンベンジル
（florpyrauxifen-benzyl）

１．審議事項

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき変更の登録申請を受けた標記有効成分を含む農薬の登録に関する意見の聴取

２．経緯

① 申請及び諮問

令和６年（2024年）11月20日　変更の登録の申請

令和７年（2025年）２月13日　農業資材審議会への諮問

令和７年（2025年）２月18日　農業資材審議会農薬分科会（第45回）への諮問の報告

② 農薬原体部会

令和７年（2025年）２月21日　農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会（第23回）

③ 農薬分科会

令和７年（2025年）５月15日　農業資材審議会農薬分科会（第46回）

３．審議農薬の基本情報

① 化学名（IUPAC） フロルピラウキシフェンベンジル

benzyl 4-amino-3-chloro-6-(4-chloro-2-fluoro-3-methoxyphenyl)-5-fluoropyridine-2-carboxylate

② CAS 登録番号 1390661-72-9

③ 分子式 $C_{20}H_{14}Cl_2F_2N_2O_3$

④ 構造式

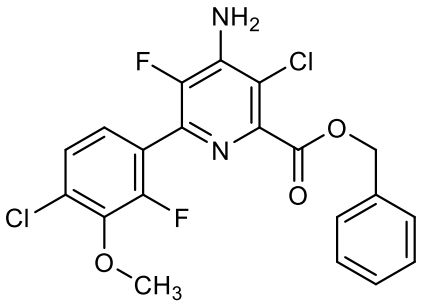

⑤ 分子量 439.24

⑥ 初回登録年 令和２年（2020年）

⑦ 用途 除草剤

⑧ 作用機作 フロルピラウキシフェンベンジルは、合成オーキシン系の除草剤（アリルピコリネート系）であり、その作用機構は植物ホルモンのオーキシン類似の作用により、植物ホルモン作用を撹乱させ生育を妨げ、雑草を枯死させると考えられている。
（HRAC分類：４）

⑨ 主な適用作物 移植水稲

⑩ 使用方法 落水散布、湛水散布

⑪ 登録申請農薬 別紙１参照

４．農薬原体部会における評価結果の概要（別紙２（１）参照）

① 農薬の製造に用いられる農薬原体の規格

有効成分			
一般名	化学名	構造式	含有濃度
フロルピラウキシフェンベンジル	ﾍﾞﾝｼﾞﾙ=4-ｱﾐﾉ-3-ｸﾛﾛ-6-(4-ｸﾛﾛ-2-ﾌﾙｵﾛ-3-ﾒﾄｷｼﾌｪﾆﾙ)-5-ﾌﾙｵﾛﾋﾟﾘｼﾞﾝ-2-ｶﾙﾎﾞｷｼﾗｰﾄ	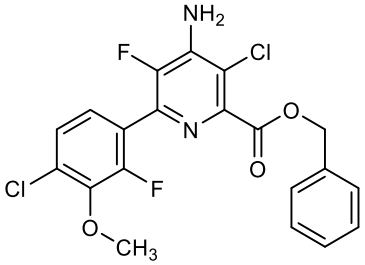	910 g/kg 以上
考慮すべき毒性を有する不純物			
一般名又は略称	化学名	構造式	含有濃度
トルエン	ﾄﾙｴﾝ	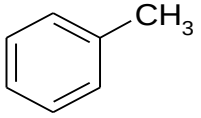	2 g/kg 以下

② 農薬原体の分析法

（ｉ）農薬原体中のフロルピラウキシフェンベンジルの分析法

フロルピラウキシフェンベンジルの農薬原体をアセトニトリルで溶解し、C18 カラムを用いて高速液体クロマトグラフ（HPLC）によりアセトニトリル/テトラヒドロフラン/水/リン酸の濃度勾配で分離し、紫外吸収（UV）検出器（検出波長：245 nm）によりフロルピラウキシフェンベンジルを検出及び定量する。定量には内部標準法を用いる。

（ⅱ）農薬原体中のトルエンの分析法

フロルピラウキシフェンベンジルの農薬原体を酢酸エチルで溶解し、水酸化カリウム/食塩水を添加後、ガスクロマトグラフ（GC）により分離し、水素炎イオン化検出器（FID）によりトルエンを検出及び定量する。定量には絶対検量線法を用いる。

③ 農薬原体の組成分析

フロルピラウキシフェンベンジルの農薬原体の組成分析に用いられた分析法は、フロルピラウキシフェンベンジル及び1 g/kg以上含有されている不純物について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であった。

農薬の製造に用いられた農薬原体の組成分析において、定量された分析対象の含有濃度の合計は 982～996 g/kg であった。

④ 不純物の毒性

（ｉ）トルエンの毒性

トルエンのラット急性経口毒性、LD_{50}は2600～7500 mg/kg体重であり、フロルピラウキシフェンベンジルのラット急性経口毒性（LD_{50}）>5000 mg/kg体重との比から算出されるトルエンの急性毒性に関する参照濃度は、60 g/kg（計算値＝100×2600／5000＝52

g/kg）となる。

トルエンの遺伝毒性及び発がん性は認められないことから、農薬原体の毒性に影響を与えることはないと判断した。

トルエンはフロルピラウキシフェンベンジルと異なり、反復投与毒性試験において神経毒性が認められている。食品安全委員会では、トルエンの耐容一日摂取量（TDI）を0.149 mg/kg体重/日と設定している。また、ICHのガイドラインでは、トルエンの許容一日暴露量（PDE）は成人の体重を50 kgとして8.9 mg/日/人とされており、体重当たりに換算すると0.18 mg/kg体重/日となる。トルエンのTDIとフロルピラウキシフェンベンジルの許容一日摂取量（ADI）8 mg/kg体重/日との比から算出されるトルエンの長期毒性に関する参照濃度は、2 g/kg（計算値＝100×0.149／8＝1.9 g/kg）となる。

農薬の製造に用いられる農薬原体中のトルエンの含有濃度の上限値は2 g/kgであり、農薬原体の同等性評価における許容範囲3 g/kgの増加を考慮した場合、短期毒性に関する参照濃度は超えないが、長期毒性に関する参照濃度を超えるため、トルエンは考慮すべき毒性を有する不純物とすることが妥当であると判断した。

農薬原体中のトルエンの最大許容濃度は、トルエンの長期毒性に関する参照濃度2 g/kg以下とすることが妥当であると判断した。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析に基づくトルエンの含有濃度の上限値は、2 g/kgであった。

以上のことから、トルエンは考慮すべき毒性を有する不純物として、農薬の製造に用いられる農薬原体中の含有濃度の上限値を 2 g/kg 以下と設定することが妥当であると判断した。

（ⅱ）その他の不純物の毒性

農薬の製造に用いられるフロルピラウキシフェンベンジルの農薬原体中に含有されているトルエン以外の不純物には、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった。

⑤　農薬原体の同等性

農薬の製造に用いられるフロルピラウキシフェンベンジルの農薬原体及び毒性試験に用いられた農薬原体は、その組成及び毒性を比較した結果、同等であった。

５．農薬取締法第４条第１項各号に対する判断

別紙１に掲げる農薬の製造に用いるフロルピラウキシフェンベンジル原体に４．①の規格を設定する変更の登録の申請について、以下のとおり判断することができる。

一　提出された書類の記載事項に虚偽の事実があるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

二　特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

三　当該農薬の薬効がないと認められるとき。

本申請で変更する事項には、適用病害虫の範囲及び使用方法の変更は含まれていない。

四　農薬取締法第３条第２項第３号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。

本申請で変更する事項には、適用病害虫の範囲及び使用方法の変更は含まれていない。

五　当該農薬を使用するときは、使用に際し、農薬取締法第３条第２項第４号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

本申請で変更する事項には、適用病害虫の範囲、使用方法及び被害防止方法の変更は含まれていない。

六　農薬取締法第３条第２項第３号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

本申請で変更する事項には、適用病害虫の範囲及び使用方法の変更は含まれていない。

七　農薬取締法第３条第２項第３号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農地等の土壌への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

本申請で変更する事項には、適用病害虫の範囲及び使用方法の変更は含まれていない。

八　当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第３条第２項第３号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、その生活環境動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

本申請で変更する事項には、適用病害虫の範囲及び使用方法の変更は含まれていない。

九　当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第３条第２項第３号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第２条第１項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

本申請で変更する事項には、適用病害虫の範囲及び使用方法の変更は含まれていない。

十　当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。

登録を受けた農薬の名称は変更できない。

十一　農薬取締法第４条第１項第１号から第10号までに掲げるもののほか、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがある場合として農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき。

本申請で変更する事項には、本号の規定に基づく省令で定める場合として掲げる要件に該当しうる変更は含まれていない。

別紙１

申請に係るフロルピラウキシフェンベンジルを有効成分として含む農薬一覧

登録番号	農薬の名称
24382	イネサポートＳＣ

別紙２

参照資料一覧

（１）　フロルピラウキシフェンベンジルの農薬原体の組成に係る評価報告書（農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会　令和７年２月21日）